平成２７年（フ）第１４４０号
東京都中野区若宮３丁目58－９－202
破産者　野口　哲子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９３号
東京都新宿区大久保１丁目16番21号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区百人町１丁目11番29号
破産者　有限会社ワイエイチマネジメント
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９５号
東京都新宿区大久保１丁目16番21号
破産者　楽笑皆株式会社
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０９６号
東京都墨田区押上３丁目38―10―302
破産者　龍田　和巳
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１６３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区狩場町26－１
コープ保土ヶ谷Ａ―510
破産者　吉岡　公一
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７６号
東京都品川区東品川３丁目17番17号
破産者　株式会社クレヴァリー
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７８号
東京都港区南青山１丁目21番６号
破産者　株式会社プラッツ
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７９号
東京都三鷹市井の頭１丁目２－４
破産者　吉岡　　肇
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８２号
東京都台東区浅草１丁目６番３号
破産者　株式会社プラム
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１９号
東京都中野区本町４丁目30―17―402
破産者　鴨井　明夫
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２０号
東京都渋谷区幡ケ谷１丁目８番４号
破産者　株式会社ステージ・サイド
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２６号
東京都大田区東糀谷４丁目３番22号206
破産者　有限会社瀧島建築
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２７号
東京都大田区東糀谷４丁目３―22―206
破産者　滝野　　繁
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６８号
東京都府中市南町４丁目５番地の６
破産者　樹コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２８０号
東京都世田谷区駒沢５―25―９、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山５丁目18番４―401号
破産者　株式会社ティアレ
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２８１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南１丁目19―16―202
破産者　槇谷美貴子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２８７号
東京都板橋区徳丸２丁目19番13―402号
破産者　有限会社ウイング
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２８８号
東京都板橋区小茂根３―12―５―307、住民票上の住所東京都板橋区徳丸６丁目11―３―401
破産者　眞々田槌雄
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３０７号
東京都目黒区五本木３丁目18番７号
破産者　株式会社ヘルスケアサポート
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２２２号
埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野２―22―101
破産者　神吉　智晶
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３０２号
千葉県柏市東柏１丁目１―27
破産者　山口　歩美（旧姓仲田）
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３０６号
東京都東久留米市南町４丁目８―47―202
破産者　矢永　大知
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部